

## 「ラオス法整備支援・現地ワークショップに初めて参加して」

立命館大学法学部教授

出口 雅 久

本年2010年3月11日から12日までラオス人民民主共和国・首都ビエンチャンにおいて開催されたラオス法整備支援・現地ワークショップに初めて参加させていただいた。日本側からは、大学機関として、名古屋大学・酒井一教授、大阪大学・名津井吉裕准教授、愛知大学・瀬戸裕之非常勤講師と筆者が参加し、法務省からは、赤根智子・法務総合研修所国際協力部長、渡部洋子教官ほか数名の法務省職員、さらに、JICAからは本訪問団団長を務めた佐藤直史専門員（弁護士）などが参加した。ラオス側は、最高人民裁判所より10名、ラオス国立大学法政治学部より9名、司法省より26名が参加した。ラオス側の参加者の中には九州大学や名古屋大学に留学された、いわゆる「ジャパン・スクール」に属する日本語を理解するラオスの法律家も参加されていた。今回の現地ワークショップに参加させていただいた、個人的にはもう一つの目的は、このジャパン・スクールと学術交流を推進することであった。実は、今回の出張の前後に欧州出張が二回ほど入っていたため、かなりの強行軍であったが、3月10日深夜に関空から出発、タイ・バンコックまで夜間に移動し、バンコック到着後、早朝からお昼まで空港ホテルで仮眠し、その日の午後にはラオス・ビエンチャン空港に到着した。空港を降り立ち、税関ゲートを潜り抜けると、すぐに日本語の看板が目に入った。どうやら日本国のODA資金でラオス・ビエンチャン空港及び周辺の幹線道路が建設されたようである。空港に屯（たむろ）しているラオス人は、とても揺ったりしていて、ヨーロッパの空港で抱くような妙な緊張感がなく、とても不思議な感じがした。宿泊先のプラザホテルの運転手が迎えに来てくれており、他の乗客を15分ほど待ってホテルまでミニバンで移動した。今回、初めてラオスを訪問したが、ホテルまでの途中、目抜き通りを車窓から眺めてみると何か懐かしささえ感じた。その日は、連日の出張続きで疲れていたために、翌日のワークショップのために体調を整えるべくホテルで休息し、夕食だけに訪問団の皆さんと御一緒した。

さて、翌日3月12日にJICAによって設立されたInternational Cooperation Training Centerにおいて開催されたワークショップの開会に先立って、JICAの佐藤専門員の司会で日本側・ラオス側の参加者の紹介が行われた。このセンターは、非常に施設が充実しており、会議場には大きなスペースであるにも関わらず、冷房は効きすぎるほど効いていた。後で関係者に聞いてみると、ラオスは、特に資源が多いわけではないが、ダム建設による水力発電王国であり、隣接する諸国に電気供給しているほどであるという。

最初に、渡部洋子教官から今回の民事訴訟法ワークショップに関する事例問題について説

明が行われた。その後、名津井准教授から今回の設問の趣旨について解説を行った。その際、日本民法の金銭消費貸借を事例として挙げて、いわゆる要件事実について解説を試みた。ここでは、まず第一に裁判官としていかにして事実関係の分析を行うかが問題となっている。金銭の授受、返還の約束、期限の設定、期限の到来など。次に、裁判所は証拠から判断して当事者に対してある主張をするように促すことは可能か否かが取り上げられ、いわゆる裁判所の釈明権について確認を行った。さらに、単純否認と積極否認の区別についてラオスではどう取り扱われているかが議論された。その後、弁論主義の三つのテーゼがラオスで妥当しているかという根本問題についても議論が及んだ。

これらの諸問題については、事前に日本からのテレビ会議により準備研究会も開催していたため、ラオス側のソムサク・タイブンラック中部高等裁判所副所長・民事訴訟法執筆グループ長から回答案が書面で提出されていたが、その資料に基づいて議論が展開された。全体としての感想であるが、我が国の自由主義思想に立脚した民事訴訟法原則について、いまだに共産主義国として一党独裁体制を堅持しているラオスの裁判官・司法当局者に対して理解を求めていくことは、かなり困難を伴う作業であるように思われた。今回の法整備支援現地ワークショップのモットーのひとつが、その国の国情に合せた法整備支援の展開であり、法整備支援の経験の浅い私は、直観的に、まだ実体的な民商法が整備されていないラオス国には、我が国の民事裁判制度そのものよりも、まずは少額裁判手続やADR的な紛争解決手続を導入する方が得策なのではないかと愚考した。しかし、ワークショップにおいては、日本側もラオス側も真摯に対応し、お互いに理解し合おうとする努力を払っていたように伺われた。とりわけ日本留学の経験のあるラオス法律家の中には、かなり日本法に対する理解が進んでいるようであった。注目すべきは、ラオスでは民事裁判における検察官の役割が重要である、と力説するラオス側の女性検察官の意見であった。すなわち、「ラオスでは、民事裁判において原告又は被告として経済的・法的に弱い立場にある者をサポートするために、検察官が裁判所を監督することによって法的正義を実現する」と。ラオスという社会主義国家にとっては、行政府が司法府を監督するという意味で当たり前の法的制度であるかもしれない。しかし、我が国のような法治国家的な司法制度を有する国においても、ようやく政府が消費者庁を設立したところであり、政治体制は異なるものの、保護すべき利益が何であるかという考え方については、以前よりは収斂しつつあるように思われた。

ところで、民事裁判に対する検察官の関与は、直接的にはソビエト・モデルとして旧ソ連法から継受された法制度であると思われるが、ロシア革命前のロシア法自体は、他のヨーロッパの多くの国々の法体系と同様に、実はフランス法の強い影響を受けていたことが指摘されている。ラオスも、旧ソビエト法の影響を受けているが、それ以前にはフランスの植民地であったことがあり、タイやベトナム同様にフランス法の系譜も脈々とその底流に流れているのではないかと推察する。実は、今日のフランス法でも、民事裁判における検察官の役割が「主たる当事者」や「附帯当事者」として一定の役割を果たしていると言われている（山口俊夫「概説フランス法（上）」1987年285頁参照）。同様のことは、2009年3月27日に立命館大学朱雀キャンパスで開催された国際シンポジウム「民事手続法の継受と伝播」において

国別報告をされた、スロベニア・アレッシュ・ガーリック教授，ポーランド・キャロル・バイツ教授，リトアニア・ヴィタタス・ネクロシュウス教授も異口同音に法継受の経緯として言及されていた（国際シンポジウム「民事手続法の継受と伝播」立命館法学326号（2010）348頁以下参照）。この点については個人的にも大変関心があり，一度是非調べてみたいと考えている。幸い，今年2010年8月30日から9月3日までパリ第一大学法学部ロイック・カディエ教授が立命館大学客員教授として来日される予定であり，フランス法における検察官の役割について是非聞いてみたいと考えている。旧宗主国としてフランス法の影響力は，依然としてアジア・アフリカ諸国にも根強いものがあり，今後はカディエ教授と協力してラオス・ベトナムなどとの交流にも力を注いでいきたいと考えている。私は，大変幸運にも，今回のラオス訪問によって法の継受と伝播の面白さについて改めて認識することができた。



最終日3月13日の午前中に予定されていた市内視察は失礼して，ラオス大学法政治学部ヴィエンヴィライ・ティンエンチャンサイ副学部長とボンセーン・クーンタヴィドゥアンチャイ副部長に，折角の休日

のところをお願いして，法政治学部の建物及び市内を案内していただいた。郊外には，旧植民地の異国情緒の残るフランス式の重厚な建物が散見され，その陰に隠れるように比較的小さな法政治学部のキャンパスが並んでいた。当日は土曜日にもかかわらず，法学を学ぶ初心者のためのコースが開催されていたようであり，熱心に法政治学部の先生の話に聞き入っている法学部の学生さんとも交流することができた。下記の写真からも見て取れるように，法



政治学部の建物には日本法研究情報室の看板も既に掲げられているが，まだ蔵書が十分ではなく，正式には開設はされていなかった。今回初めて，ヴィエンヴィライ・ティンエンチャンサイ副学部長とは，執務室で質素なお茶を飲みながら，ラオスと日本との学术交流についてゆっくり話すことができた。私も，機会を見て，是非またラオスを訪問し，ラオスの先生方と意見交換をし，私の勤務する立命館大学法学部にもラ

オス大学法政治学部からの留学生を積極的に受け入れたいと考えている。

帰国後に，JICA佐藤直史・専門委員及び川合優子・課員からラオス法整備支援について正

式に関与してもらいたいとお話を伺った。私は、渉外弁護士としての地位を投げ捨てて、アジアでの法整備支援のために粉骨砕身しているJICA専門員の姿に心を打たれて、JICAからの要請を受け入れるとともに、私の方からも積極的に財政的な負担をかけないで継続的な大学機関としての学术交流の推進に関しても提言していきたいと投げ返した。実は、私は、今年2010年7月26日から31日まで中国人民大学法学院23名の学生・院生諸君を京都地裁、京都弁護士会、ローム株式会社などと協力して本学に受け入れて、京都夏期セミナーとして開催した。中国人の若手法曹の卵たちとの学术交流は、すべての関係機関にはボランティアで協力していただいた、大学ならではの「エコノミーなセミナー」ではあったが、中国人民大学法学院の学生・院生からは大喝采の評価を受けた。ハードからソフトへ。人材育成こそが日本の生きる道であると確信している。現在の政権与党による事業仕分けは、海外に対する援助活動に対しても大変厳しい評価をしているようである。しかし、明治維新以来、我が国がドイツ・フランス・イギリス・アメリカから、直接的・間接的に、いわゆる法整備支援を得ていなかったならば、現在の日本における法治国家的な司法制度の姿はないということをもう一度確認する必要があるだろう。かかる意味において、今回のラオス法整備支援事業は、我が国の対等なパートナーとしてのアジア諸国に貢献する、我が国の国益に適った将来への確かな投資であると考ええる。

